第3期浜田市狭あい道路拡幅整備促進計画

令和5年4月1日

浜田市

目 次

1	狭あい道路の現状と計画の目的・・・・・・・・・・・・・1
2	狭あい道路の拡幅整備に関する基本指針・・・・・・・・・・・1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	拡幅整備の対象とする狭あい道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要・・・・・・・・・・2
6	狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み・・・・・・・・・3
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
济济	系付資料1 浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱 系付資料2 浜田市都市計画総括図(東部) 系付資料3 浜田市都市計画総括図(西部) 系付資料4 旭都市計画総括図
溕	5付資料 5 三隅都市計画総括図

1 狭あい道路の現状と計画の目的

浜田市内には、浜田都市計画区域、旭都市計画区域及び三隅都市計画区域の3つの計画区域があります。この計画区域内に建築基準法第42条第2項(以下「2項道路」という。)に規定された道路の指定を行うことで、建築に伴い道路後退が行われた箇所もありますが、依然として狭あいなものが多く、また、本来道路の用に供すべき後退用地を道路として拡幅整備することなく、私的に利用するなど、道路後退の本来の目的が果たされていないこともあります。

この計画は、このような問題を解決するために策定するものであり、市内の狭あい道路の拡幅整備を行い、市民の理解と協力のもとに、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進することを目的としています。

2 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

2項道路は、幅員が4.0m未満であっても建築基準法上の道路として認めるとした、いわゆる「みなし道路」であり、救済的な規定です。将来建築が行われる際には道路境界線内にある建築物等が取り除かれ、それによって道路幅員が4.0mに拡幅されることを期待するものです。

本市においても、高齢化や人口減などの問題を抱えており、地域において世代をつないで長く安心して住み続けるためには、地域内における住みやすさの向上がこれまで以上に重要となっています。併せて、近年各地で多発している地震や風水害などの自然災害、及び、火災時等における避難路や緊急車両進入路の確保は、防災や安全の面からも課題となっています。

現在、狭あい道路は市内に多く存在することから、全てを一斉に拡幅整備することは不可能でありますが、建築の際に土地所有者の協力を得ながら継続的な拡幅整備に努めます。

3 計画の期間

本市において、狭あい道路拡幅整備事業は、添付資料1にある要綱を定め、浜田都市計画区域内では平成11年4月1日より、旭及び三隅都市計画区域内では平成17年10月1日より実施しています。

引き続き事業を実施していくために本計画を定めるものですが、本計画は、国の 社会資本整備総合交付金を活用して、令和5年度から令和7年度までの3年間の計 画とします。令和8年度以降についても、各種補助事業を活用し、引き続き狭あい 道路の解消に向け整備に努めます。

4 拡幅整備の対象とする狭あい道路

(1) 都市計画区域について

ア 浜田都市計画区域については、昭和9年に都市計画区域を指定し、その後拡 大及び縮小し、現在は添付資料2及び3の範囲となっています。

イ 旭都市計画区域については、昭和 50 年に都市計画区域を指定し、その後拡

大し、現在は添付資料4の範囲となっています。

ウ 三隅都市計画区域については、昭和 19 年に都市計画区域を指定し、その後縮小し、現在は添付資料 5 の範囲となっています。

(2) 2項道路について

本市では、1.8m以上 4.0m未満の幅員があり、道沿いに 2棟以上の立ち並びがあるものを 2項道路として一括指定(昭和 26年島根県告示第 129 号)をしています。

(3) 整備対象条件

上記(1)の区域内において、市道認定路線で、2項道路その他これに準ずる道路に接する土地で建築行為等(立木のみの除去又は移植を除く。)を行う場合において、道路後退用地を道路用地として市に無償で提供する場合が対象となります。この場合において、下記5の助成及び整備を行います。また、事業の適用を受ける用地の周辺の土地が事業を実施する場合についても対象とします。

5 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

(1) 道路後退用地内にある工作物等の除去費用等の助成

助成対象	経費	基準額			
分筆及び登記(後退用地の分	予筆及び登記に係るもの	実費(限度額は 200,000 円)			
に限る。)に要する経費		7 (7)			
コンクリートブロック塀等	 7,500円/m				
礎取壊し及び発生材の処分	に要する経費を含む。)	1, 000 1/ m			
板塀、フェンス等の除去に	要する経費(基礎取壊し	2,300円/m			
及び発生材の処分に要する	経費を含む。)	2, 300 1/ 11			
門柱、門扉等の除去に要す	る経費(基礎取壊し及び	11,000円/m			
発生材の処分に要する経費	を含む。)	11,000 [] / III			
生垣等の除去又は移植に	高さ 1m 程度以上	12,000 円/m			
要する経費	上記以外	6,000円/m			
	幹周 15 cm以上で	17,500円/本			
立木の除去又は移植に要	高さ2m以上	17,300 日/ 本			
する経費	上記以外で高さ 50 cm	10,000円/本			
	以上	10,000 円/ 本			
コンクリート擁壁等の除	段差 20 cm以下	950 円/m			
去に要する経費(基礎取壊	段差 20 cm超え 1m 以下	4,700 円/m			
し及び発生材の処分に要	段差 1m 超え	9,500円/m			
する経費を含む。)	段左Ⅲ旭ん	9, 500 円/ III 			
擁壁等の設置に要する経	段差 20 cm以下	5,900 円/m			
費	段差 20 cm超え 1m 以下	19,000円/m			

	段差 1m 超え	28,000 円/m
その他	市長が特に必要と認め たもの	市長が定める額

(2) 道路後退用地の整備

市が、無償提供部分を舗装及び側溝の移設等の工事を行い、拡幅整備します。

6 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

(単位:千円)

事業	R5	R6	R7	合 計	
分筆登記、					
工作物等の除去費用	800	800	800	2, 400	
等の補助					
道路後退用地の拡幅	4 000	4 000	1 000	19,000	
整備	4,000	4, 000	4, 000	12, 000	
合 計	4, 800	4,800	4,800	14, 400	

7 その他

(1) 狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

狭あい道路の解消を図るためには、道路整備の意識を高めると共に、整備に係る協力体制を構築する必要があります。

また、区域内における建築行為等は狭あい道路解消の大きな機会となります。建築行為者と建築計画の初期段階での交渉が円滑な拡幅整備へ繋がると想定されるため、以下の具体的な施策を実施します。

- ア ホームページ及び広報誌を活用して道路後退線等の法の周知を行い、狭あい 道路事業の紹介をする。
- イ 確認済証又は検査済証交付時に道路後退線内に建築しないよう伝え、狭あい 道路事業の紹介をする。
- ウ チラシを作成し、問い合わせ者に対して狭あい道路事業の紹介をする。

(2) 用語の説明

- ア 建築とは、建築基準法第2条第1項第13号より、建築物を新築し、増築し、 改築し、又は移転することをいう。
- イ 建築物等とは、建築基準法第2条第1項第1号のものをいう。
- ウ 工作物等とは、建築物に附属する擁壁、門、塀、生垣、立木等をいう。
- エ 建築行為等とは、建築物にかかわる建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認の申請を要する行為又は道路後退用地内の工作物等の除去、移植若しくは道路後退用地に接する擁壁等の築造(敷地が狭あい

道路より高いものに限る。)のことをいう。

- オ 確認済証とは、建築基準法第6条第4項又は同法第6条の2第1項の確認済 証をいう。
- カ 検査済証とは、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済 証をいう。

○浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱

平成17年10月1日告示第65号 改正 平成19年3月30日告示第51号 平成30年3月16日告示第33号 平成30年12月26日告示第191号

(目的)

第1条 この告示は、市内の狭あい道路の拡幅整備を市民の理解と協力のもと に促進するために必要な事項を定めることにより、良好な住環境の確保と安 全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 狭あい道路 市道認定路線で、建築基準法 (昭和25年法律第201号。 以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路及び特定行政庁がこれ に準ずるものと認める道路
 - (2) 道路後退線 法第42条第2項及びこの告示により境界線とみなされる線
 - (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線までの間の用地
 - (4) 道路後退杭等 道路後退線上の主要な位置に設ける境界標示杭又は標示ピン
 - (5) 建築物 法第2条第1号に規定するもの(これに附属する門又は塀を除く。)
 - (6) 工作物等 建築物に附属する擁壁、門、塀、生垣、立木等
 - (7) 建築行為等 建築物にかかわる法第6条第1項に規定する確認の申請を要する行為又は道路後退用地内の工作物等の除去、移植若しくは道路後退用地に接する擁壁等の築造(敷地が狭あい道路より高いものに限る。)
 - (8) 建築主等 建築行為等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者及びその土地について権利を有する者

(適用の範囲)

- 第3条 この事業の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する場合で、 市長が認めるものとする。
 - (1) 建築主等が、狭あい道路に接する土地で建築行為等(立木のみの除去 又は移植を除く。)を行う場合において、道路後退用地を道路用地として

市に無償で提供する場合

(2) 前号によりこの事業の適用を受ける用地(以下「事業実施用地」という。)の周辺の土地(事業実施用地の両側、対面若しくは対面用地の両側の用地又は事業を実施する用地に連続して事業を実施することができる用地に限る。)の所有者が、当該事業に併せて道路後退用地を道路用地として市に無償で提供する場合

(適用の除外)

- 第4条 この事業は、建築主等が次の各号のいずれかに該当するときは、適用 しない。
 - (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体であるとき。
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に定める開発行為を行う 者又はこれを行った者であるとき。
 - (3) その他市長が適用しないと認めたとき。

(計画の申請)

- 第5条 建築主等は、事業の適用を受けようとするときは、その拡幅整備について、あらかじめ狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築計画概要書の写し等
 - (2) 道路後退用地無償提供申出書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号の道路後退用地無償提供申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 公図の写し
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 地積測量図
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(計画の審査及び承認通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備計画承認(変更)通知書(様式第3号)により建築主等に通知するものとする。

(道路後退杭等の設置)

- 第7条 市長は、前条に規定する承認をしたときは、建築主等に道路後退杭等 を支給するものとする。
- 2 建築主等は、支給された道路後退杭等を道路後退線上に設置するものとす

る。

3 市長は、前項に規定する杭の設置に先立ち関係者の立会により市道の中心 線等を確定し、標示するものとする。

(費用の助成)

- 第8条 市長は、第6条に規定する承認をしたときは、建築主等が行う道路後退用地の分筆及び登記に要した費用(所有権にかかわるものに限る。)又は建築行為等(工作物等にかかわるものに限る。)に要した費用について、助成するものとする。
- 2 前項に規定する助成金の額は、別表に掲げる基準により算出した額(助成金額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

- 第9条 助成金の交付を受けようとする建築主等(以下「申請者」という。) は、狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申請書(様式第4号)に次に掲 げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2) 既存及び新設の工作物等の配置図、断面図、写真等
 - (3) 建築行為等に係る見積書等の写し
 - (4) 分筆及び登記に係る見積書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定(変更)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(計画等の変更)

第11条 第5条、第6条、第9条及び前条の規定は、変更をしようとする場合 に準用する。

(取下げ)

第12条 建築主等は、第6条に規定する承認通知を受けた後において、申請等を取り下げようとするときは、狭あい道路拡幅整備計画取下届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、登記等の手続き開始後又は助成金交付後は、取り下げることができないものとする。

(完了届)

第13条 建築主等は、事業が完了したときは、速やかに狭あい道路拡幅整備完

了届(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了写真
- (2) 建築行為等に係る請求書の写し
- (3) 分筆及び登記に係る請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定等)

第14条 市長は、前条の完了届を受けたときは、当該届出を受理した日から7日以内に、審査、実地調査等によりその届出に係る助成金事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、狭あい道路拡幅整備助成金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

- 第15条 助成金は、建築主等が事業を完了し、検査に合格した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 建築主等は、助成金の交付の請求をしようとするときは、狭あい道路拡幅 整備助成金交付請求書(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添えて、 市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、 又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、助成金の返還を 命ずるものとする。

(道路後退用地の整備及び維持管理)

第17条 市長は、提供を受けた道路後退用地については、舗装整備等を行い、 維持管理をするものとする。

(設計者等の責務)

第18条 法第2条に規定する設計者、工事監理者及び工事施工者等は、建築主等に対し必要な助言及び指導を行い、第1条に掲げる目的が達成できるように努めなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱(平成11年浜田市告示第17号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月30日告示第51号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月16日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月26日告示第191号)

この告示は、平成30年12月26日から施行する。

別表(第8条関係)

助成対象経費	基準	進額
分筆及び登記(後退用地の分筆及び登記	実費 (限度額は200,0	00円)
に係るものに限る。)に要する経費		
コンクリートブロック塀等の除去に要す	1 m当たり7,500円	
る経費(基礎取壊し及び発生材の処分に		
要する経費を含む。)		
板塀、フェンス等の除去に要する経費(基	1 m当たり2,300円	
礎取壊し及び発生材の処分に要する経費		
を含む。)		
門柱、門扉等の除去に要する経費(基礎	1 m当たり11,000円	
取壊し及び発生材の処分に要する経費を		
含む。)		
生垣等の除去又は移植に要する経費	高さ1m程度以上の	1 m当たり12,000円
	もの	
	上記以外のもの	1 m当たり6,000円
立木の除去又は移植に要する経費	目通り幹周15cm以	1本当たり17,500円

	上で高さ2m程度以	
	上のもの	
	上記以外で高さ50 c	1本当たり10,000円
	m以上のもの	
コンクリート擁壁等の除去に要する経費	段差20cm以下のも	1 m当たり950円
(基礎取壊し及び発生材の処分に要する	Ø	
経費を含む。)	段差20cmを超え1	1m当たり4,700円
	m以下のもの	
	段差1mを超えるも	1m当たり9,500円
	Ø	
擁壁等の設置に要する経費	段差20cm以下のも	1 m当たり5,900円
	O	
	段差20cmを超え1	1 m当たり19,000円
	m以下のもの	
	段差1mを超えるも	1m当たり28,000円
	Ø	
その他	市長が特に必要と認	市長が定める額
	めたもの	

備考 基準額は、消費税及び地方消費税が含まれた額とする。

	狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書											
									4	年	月	日
沒	兵田市長	様										
申請者 住 所 (建築主等) 氏 名 電 話() —												
	浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第5条第1項(第11条)の規定に基づき、拡幅整備計画 (変更)を申請します。併せて、道路後退杭等の支給を申請します。											
敷均	他の地名地番	浜田市										
土土住	地所有者の 所 氏 名							電	話()		_	
後	現況幅員				m	市	道の名称	弥	ī	 方道		号線
後退道路	境界査定の 有 無		□土地家屋調査士調査済(調査士氏名: □道路管理者確認済 □未調査 □調査予定(年 月 日)									
"	後退幅		m(延長 m 面積 m²)									
後退用	後退用地内 等の工作物 等 の 種 類	□擁壁等	□CB塀等 □板塀等 □門柱、門扉等 □ 生垣等 □立木 □ その他(<
地	道路と敷地 の 高 低 差	□有(m)			□無					
後必	退 杭 等 要 本 数				本	設置	予定年月	月日		年	月	日
※受付			※現場調査	立会者立会者	年	月	日	※承	職氏名	he		(1)
欄	第	号	查	調査員調査員				認		年第	月	日号

- 1 建築計画概要書の写し等
- 2 道路後退用地無償提供申出書
- 3 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

道路後退用地無償提供申出書											
							年	月	日		
浜田市長	様										
			届 出 (土地所有者					_	1		
浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第5条第1項(第11条)の規定に基づき、私所有の下記の土地を市道用地として無償提供します。 なお、この土地について所有権、抵当権等による問題が生じた場合は、私が責任をもって解決します。											
土地所有者又は 相続人住所氏名					Ą	:話()	_			
		無 償	提供土地	のま	長示						
土地の地名は	也番	地目	提供面積 (m²)	所有の	権以外 権 利		備	ź	考		
※ 受 付 欄	※処理欄										

- 1 公図の写し
- 2 土地の登記事項証明書
- 3 地積測量図
- 4 その他
- 注 無償提供の面積は、概算で記入してください。

※印欄は、記入しないでください。

	狭あい道路拡幅整備計画承認(変更)通知書													
										4	F	月	F	3
				様										
							浜田	市長	旻				E	11
				道路拡幅整備事業 更) したので通知										畐整
申住	請所	者氏	の名											
敷均	敷地の地名地番 浜田市													
土土住		有者 氏												
後退	確	定幅	員			m	市道の名	称		市	道		号	操
後退道路	境界有	界 查定	どの無	□土地家屋調査士調査済(調査士氏名: □道路管理者確認済 □未調査 □調査予定(年						J.) 月 日)			
後	後	退	幅		m (交	近長	m (Á	積		m ²)				
退用	等0	退用地 り工作 の 種	乍物	□CB塀等 □擁壁等(除去 □その他(・築造	□板塀 :)	洋等		門柱、 生垣等		等	□立	木	
地		各と勇 高 低		□有(m)		□無							
後支	退給	杭本	等数			本	支給年月	日			年	J]	日
承	認	番	号	第	号		承認年月	日			年	J]	日
備			考											

			狭あい	道路拡幅	福整備助	成金交付	寸(変更)	申請書			
										年	月	日
浜田	市長	様										
						申 請 者 建築主等		住氏				
									話()		_	
	浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第9条(第11条)の規定に基づき、助成金の交付(変 更)を申請します。											
敷地の地名地番 浜田市												
□分筆及び □CB塀等 □擁壁等(I □その他(]板塀等]生垣等)			□門柱、 □立木	門扉	等	
				助成対	対象工作	乍物 等の	カリ	明細				
種	類	内	容	高 さ(m)		長 さ(m)		n)	数	量	備	考
※ 受			※ 交付		年	月	日	※ 処				
※受付欄			決定		第		号	※処理欄				

- 1 案内図
- 2 既存及び新設の工作物等の配置図、断面図、写真等
- 3 建築行為等に係る見積書等の写し
- 4 分筆及び登記に係る見積書等の写し
- 5 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

	狭あい道路拡幅整備助成金交付決定(変更)通知書											
									年		月	日
			様									
						浜田	市長	ŧ				印
				事業要綱第9 定したので、								
申請者	の住所	氏名					買	[話()		_	
敷地の	地名	地番	浜田市									
助成対	象の	種別	□分筆及□CB塀等□擁壁等□その他	等 (除去・築造		□板塀等 □生垣等)				扉	等	
				助成対象	匚作	物等の明	細					
種	類	内	容	高 さ(m)		長 さ(m)		数	量		備	考
										T		
				1								
分筆り						円	J	助成額合	計			
要した工作物	等の撤					円	\dashv					
助後温後	成鄉地内		額			L.3	\dashv					
後退後等の築						円						円
通	3D 👔	ž.	号 第	号	通	知 年 月	日		4	年	月	日

狭あい道路拡幅整備計画取下届												
			年	月	日							
浜田市長	様											
			_	_	(1)							
次の申請は、都合により取り下げたいので、浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第12 条第1項の規定により届け出ます。												
敷地の地名・番地	浜田市											
申請書の種類	□ 狭あい道路拡幅整備計画(変更)申□ 狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申		書									
申請年月日	計画(変更)申請書 助成金交付(変更)申請書	年 年		月月	日日							
※ 受付欄	※ 処 理 欄											

注 ※印欄は、記入しないでください。

狭あい道路拡幅整備完了届									
浜田市長	镁					年	月	Ħ	
			届 出 者 (建築主等	() E	モ 名)	_		
浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第13条の規定に基づき、完了届を提出します。									
敷地の地名・番地	浜田市								
事業の計画承認 (変 更) 年 月 日		年 年		日日	承認番号	第		号	
後退杭等の本数		本	設置年月	日		年	月	目	
助成金の交付決定 (変 更) 年 月 日		年 年		日日	交付番号	第		号	
□分筆及び登記 □CB塀等 □板塀等 □門柱、門扉等 □擁壁等(除去・築造) □生垣等 □立木 □その他(
完了年月日	年	J	月 日						
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄								

- 1 工事完了写真
- 2 建築行為等に係る請求書の写し
- 3 分筆及び登記に係る請求書の写し
- 4 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

指 令 番 号 日

樣

助成金の交付決定通知額

1

浜田市長即

円

狭あい道路拡幅整備助成金確定通知書

年 月 日付けで完了届のありました狭あい道路拡幅整備助成金のいては、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第 14 条の規定により通知します。

記

2 助成対象経費の精算額 円
 3 助成金の交付確定額 円
 (交付確定額) - (交付決定通知額) 円

狭あい道路拡幅整備助成金交付請求書

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定通知のあった助成金

内	既 交 付 額	円
訳	今回請求額	円
"\	未 交 付 額	円

浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第15条第2項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長

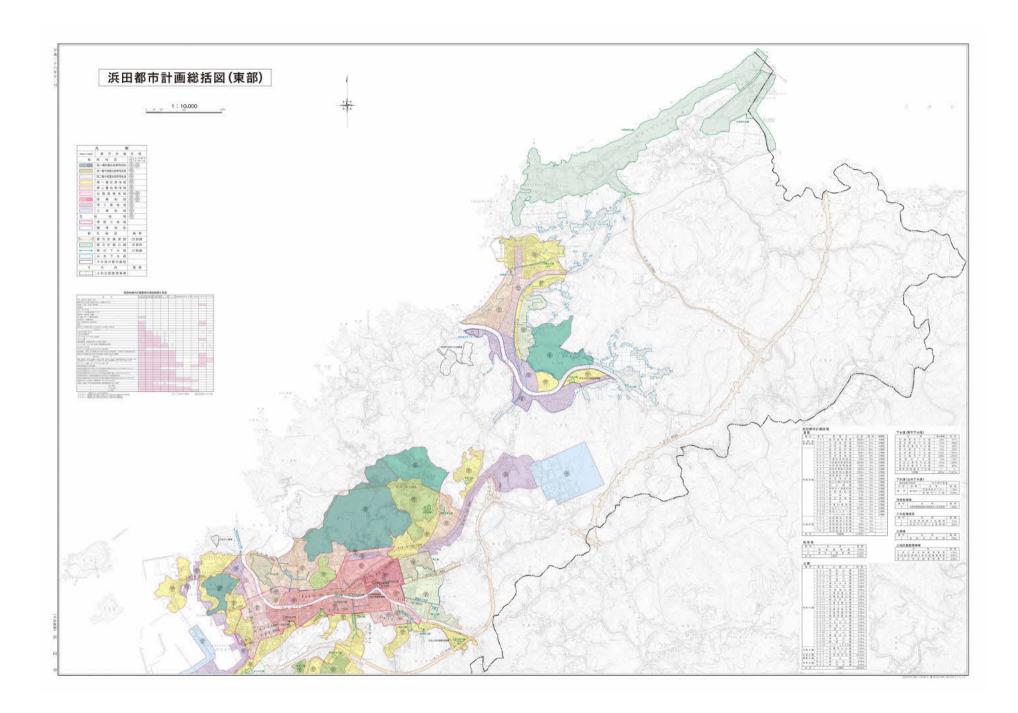
樣

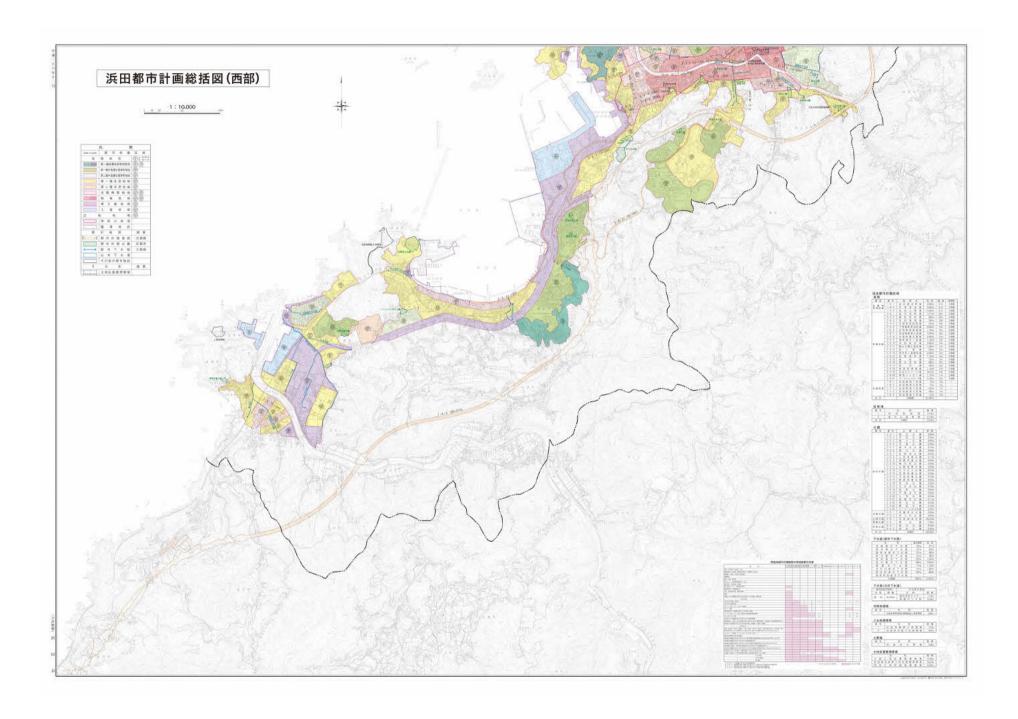
住所 氏名

餇

助成金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金	融本	機関	名										
同	店	舗	名						本	店	・本	旂	「・支店・支所・出張所・代理店
預	金	種	目	1	普通	2	当區	Ę	3	₹	の他) į)
П	座	番	뮥										
				フ	リガナ								
П	座	名 義	人										





旭 都 市 計 画 総 括 図

